

○津久見市水道事業給水条例

(昭和 34 年 3 月 30 日条例第 13 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用(第 5 条—第 14 条)
- 第 3 章 給水(第 15 条—第 24 条)
- 第 4 章 料金及び手数料(第 25 条—第 35 条)
- 第 5 章 管理(第 36 条—第 44 条)
- 第 6 章 貯水槽水道(第 45 条・第 46 条)
- 第 7 章 補則(第 47 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、津久見市水道事業(以下「市水道事業」という。)の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第 2 条 津久見市水道事業の給水区域は、津久見市の区域のうち水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項による認可を受けた給水区域とする。

(給水装置の定義)

第 3 条 この条例において、「給水装置」とは、需用者に水を供給するために、市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の 3 種類とする。

- (1) 専用給水装置 1 戸又は一事業所において 1 個の給水装置を専用するもの
- (2) 連合給水装置 屋内において 2 世帯以上が連合して 1 個の給水装置を使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第 5 条 給水装置を新設、増設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去(以下「工事」という。)しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の加入金、費用の負担)

第 6 条 給水装置の工事に要する費用は、当該給水装置の工事をしようとする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

2 給水装置を新設又は改造しようとする者は、次の区分による新規加入金に 100 分の 110 を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、改造に係る新規加入金は、当該新規加入金の額から改造前のメーターの口径に係る新規加入金を控除した額とする。

給水管の内径	新規加入金
13mm まで	4 万円
20mm まで	8 万円
25mm まで	15 万円
30mm まで	23 万円
40mm まで	35 万円
50mm まで	60 万円
75mm まで	150 万円

3 新規加入金は、給水装置の工事の申込みの際に納付しなければならない。

4 配水管を布設していない地域で給水装置の新設の申込みがあった場合、その配水管の布設に要する費用の負担については、市長が別に定める。

(新規加入金の特例)

第 6 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、法第 10 条第 1 項の規定に基づき平成 11 年 1 月 1 日以後に認可を受けた給水区域(川内区、赤崎区の全域、中田区の一部及び簡易水道事業から上水道へ統合した区域は除く。)において、給水装置を新設又は改造しようとする者は、次の区分による新規加入金に 100 分の 110 を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、改造に係る新規加入金は、当該新規加入金の額から改造前のメーターの口径に係る新規加入金を控除した額とする。

メーターの口径	新規加入金
13mm まで	14 万円
20mm まで	28 万円
25mm まで	52 万円
30mm まで	80 万円
40mm まで	122 万円
50mm まで	210 万円
75mm まで	525 万円

2 前項の規定にかかわらず、法第 10 条第 1 項の規定に基づき平成 11 年 1 月 1 日以後に認可を受けた給水区域が公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)に基づく埋立地である場合で、国、地方公共団体、土地開発公社等の埋立て

の免許を受けた者が市長の承認を得て市長が指定する工法、構造、材質等に基づく配水管をあらかじめ当該給水区域に設置し、これを市水道事業の配水管として寄附する場合は、当該給水区域の新規加入金については、前条第2項の規定を準用する。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の予納)

第9条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計により算出した給水装置の工事費概算額の3割以上を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費概算額は、工事しゅん工後これを精算するものとし、工事は、予納払込みを待って着工するものとする。

(工事費の分納)

第 10 条 前条第 1 項の規定による工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、市長が特に認めたときに限り 3 月以内において分納することができる。

2 前項の規定による分納について必要な事項は、別に市長が定める。

(給水装置の所有権の移転時期)

第 11 条 市長が給水装置の工事を施行したときにおける当該給水装置の所有権の移転時期は、当該給水装置の工事費が完納になったときとし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事金未納のときの措置)

第 12 条 市長が施行した給水装置の工事費を工事申込者が指定期限内に納付しないとき、又は分納金を滞納したときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。ただし、この場合、撤去費等については、給水装置申込者の負担とする。

(給水装置の変更等の工事)

第 13 条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水施設の取扱区分)

第 14 条 給水装置中給水栓以外の給水用具はすべて、市係員のほかこれを開閉することができない。

第 3 章 給水

(給水の原則)

第 15 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(給水契約の申込み)

第 16 条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところによりあらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第 17 条 給水装置所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

2 市長は、前項の規定による代理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(管理人選定)

第 18 条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理するため、管理人を選定しなければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 連合給水装置を使用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の規定による管理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第 19 条 給水量は、市において設置した水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 給水装置に設置するメーターの位置は、市が定める。

(メーターの貸与)

第 20 条 メーターは、貸付けとし、水道料金(以下「料金」という。)とともにこの条例に定める貸付料金を毎月支払うものとする。ただし、集中検針方式による隔測メーターについては、市長が別に定めるところによる。

2 市が設置する貸付けのメーターは、給水装置の所有者又は使用者に保管させる。

3 前項の規定によりメーターを保管するもの(以下「保管者」という。)は、善良な管理と注意をもってメーターを保管しなければならない。

4 保管者が、前項の規定による管理を怠ったために、メーターを亡失又はき損したときは、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第 21 条 給水装置の使用者、代理人又は管理人は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (2) 水道の使用者及びその代理人、管理人等の氏名及び住所に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の使用者又は使用世帯数に変動があったとき。

(私設消火栓の使用)

第 22 条 私設消火栓は、消防若しくは消防演習又は市長が特に許可した場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを必要とする。ただし、1 回の使用時間は 20 分以内とし、使用後は市がこれを封印する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 23 条 水道使用者等は、善良な管理と注意をもって、水が汚染し、又は漏水等のないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、その家族、同居人、使用人、その他従業員等の行為についても水道使用者の負担とする。
(給水装置及び水質の検査)

第24条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の規定による検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を請求者から徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の納付義務)

第25条 料金は、水道の使用者から徴収する。

2 連合栓によって水道を使用するものは、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(料金及び貸付料金)

第26条 料金は、次のとおりとする。

給水装置の種類	料金		超過料金		
	用途	基本料金(1月につき)	基本水量	料金	超過水量
専用給水装置 連合給水装置	一般用	5立方メートル	700円	1立方メートルから5立方メートルまで	80円
				6立方メートルから15立方メートルまで	130円
				16立方メートル以上	170円
専用給水装置	湯屋営業用	80立方メートル	8,500円		120円
	工業用	80立方メートル	12,000円		170円
	船舶用	1立方メートル	260円		260円
	臨時用	1立方メートル	260円		260円
	農業用	1立方メートル	130円		130円

1 一般用とは、第2号から第6号に属しないものをいう。

- 2 湯屋営業とは、一般公衆浴場に水道を使用するものをいう。
- 3 工業用とは、工事等工業用として水道を使用するものをいう。
- 4 船舶用とは、船舶に水道を使用するものをいう。
- 5 臨時用とは、期限をきって臨時に水道を使用するものをいう。ただし、通常3月以内とし、それ以上長期にわたり使用するものは、第1号一般用に準じて使用することができる。
- 6 農業用とは、農作物のかんがい及び薬剤散布用として水道を使用するものをいう。

2 メーターの貸付料金は、次のとおりとし、前項の料金に加えて徴収する。

口径	料金
13mm 以上 16mm まで	50 円
19mm 以上 25mm まで	80 円
26mm 以上 30mm まで	140 円
35mm 以上 40mm まで	180 円
45mm 以上 50mm まで	880 円
60mm 以上 75mm まで	1,220 円
90mm 以上 100mm まで	1,640 円
125mm 以上 150mm まで	2,900 円

- 3 前2項の料金については、それぞれの料金額に基づき算出した額を合算した額に100分の110を乗じて得た額(10円未満の端数については四捨五入とする。)を徴収する。
- 4 消火活動及び消火訓練等の防火給水は、無料とする。

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月の翌月分として算定する。ただし、やむを得ない事由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 15日以内の使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額
 - (2) 使用日数が16日以上、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月分として算定した額
- 2 月の中途において用途に変更があったときは、その使用日数の多い用途の料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により前納した概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。ただし、過不足があれば、還付又は追徴する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書により毎月納期日までに出納取扱金融機関に納付するものとする。

(納付後の料金の増減)

第32条 料金の納付後その額に増減ができたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号の区分により申込みの際、又は検査終了後これを徴収する。

- (1) 設計審査手数料 1件につき 1,000円
- (2) 給水中止又は開栓手数料 1件につき 200円
- (3) 工事しゅん工検査手数料 1件につき 2,000円
- (4) 私設消火栓の立会手数料 1回につき 350円

ただし、土・日曜日、祭日及び時間外は、その2割増

- (5) 指定給水装置工事事業者登録手数料 1回につき 10,000円
- (6) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1回につき 10,000円

- 2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第34条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第35条 削除

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 市長は、水道管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し、適当な措置をさせ、また自ら措置することができる。

2 前項の規定に要する費用は、その給水装置の所有者又は使用者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 37 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 38 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道利用者が、第 8 条の工事費、第 23 条第 2 項の修繕費、第 26 条による料金及び第 33 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの手数料を指定期間内に納付しないとき。
- (2) 水道利用者が、正当な理由がなくて第 27 条の使用水量の計量又は第 36 条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合には、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第 39 条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第 40 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 5 条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第 19 条第 2 項のメーターの設置、第 27 条の使用水量の計量、第 36 条の検査若しくは第 38 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

- (3) 第 23 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第 26 条の料金又は第 33 条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をした者
- (5) みだりに止水栓、制水弁等を開閉した者
(料金を免れたものに対する過料等)

第 41 条 市長は、詐欺その他の行為によって第 26 条の料金又は第 33 条の手数料の徴収を免れたものに対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科することができる。

(無届使用者に対する料金の徴収)

第 42 条 正規の手続を行わないで給水装置を使用した者は、使用開始の時期に関係なく、前使用者に引き続いて使用したものとみなし料金を徴収する。ただし、前使用者の滞納分は、除く。

(無届けで中止したもの等に対する料金の徴収)

第 43 条 給水装置の使用の中止又は廃止の届出がないときは、これを使用しない場合でも基本料金を徴収する。

(滞納者に対する督促手数料、延滞金及滞納処分)

第 44 条 市長は、水道使用者が料金及び手数料を滞納したときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 の規定によりこれを督促しなければならない。

2 督促手数料及び延滞金は、次のとおり定める。

- (1) 督促手数料 1 件につき 100 円
- (2) 延滞金 津久見市税条例第 19 条の例による。

第 6 章 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する市の責務)

第 45 条 市長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する必要な情報を提供するものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第 46 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を適正に管理しなければならない。

第 7 章 補則

(委任)

第 47 条 この条例施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例(以下「新条例」という。)は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津久見市水道使用条例(昭和 26 年条例第 39 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 新条例施行前に旧条例の規定に基づいてなされた届出、許可又は認可に関する事項については、新条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 4 新条例施行前の料金、工事等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和 35 年 3 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 37 年 7 月 9 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 39 年 6 月 23 日条例第 31 号)

この条例は、昭和 39 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 25 日条例第 15 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の規定によるメーター買取分については、なお従前の例による。

附 則(昭和 45 年 9 月 22 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 48 年 12 月 26 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 1 月に徴収する水道料金から適用する。

附 則(昭和 49 年 12 月 21 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月に徴収する水道料金から適用する。

附 則(昭和 50 年 3 月 20 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 3 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。ただし、督促料に関する改正規定は、昭和 51 年度以後調定の普通財産の貸付料、

市税、道路占用料及び水道使用料及び手数料に係る滞納の督促から適用し、昭和50年度以前調定の滞納の督促については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月22日条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月28日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年5月1日以降に発する納入通知書から適用する。

附 則(昭和56年3月24日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、料金及びメーターの貸付料金については、昭和56年4月1日以後に発行する納入通知書から適用する。ただし、督促手数料に関する改正規定は、昭和56年度以後調定の水道使用料及び手数料に係る督促から適用し、昭和55年度以前調定の督促については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月24日条例第13号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年6月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月に徴収する水道料金から適用する。

附 則(平成元年3月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の津久見市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月27日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の津久見市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月26日条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月24日条例第7号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の津久見市水道事業給水条例第6条の2の規定は、この条例の施行の日以後に完成した配水管に接続する給水装置の工事の申込みについて適用する。

附 則(平成12年3月22日条例第33号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月20日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(水道料金の経過措置)
- 2 改正後の津久見市水道事業給水条例第26条第1項の規定は、平成14年6月以後に徴収すべき水道料金から適用し、同月前に徴収すべき水道料金については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月20日条例第33号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月22日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に買取りがされたメーターについては、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の津久見市水道事業給水条例の規定は、平成 23 年 6 月以後に徴収すべき貸付料金から適用し、同月前に徴収すべき貸付料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 28 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 29 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 8 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 2 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中津久見市水道事業給水条例第 20 条第 1 項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定、同項の各号を削る改正規定、第 25 条第 1 項、第 38 条第 1 号及び第 44 条第 1 項の改正規定並びに第 2 条中津久見市簡易水道事業給水条例第 3 条第 4 号、第 5 条第 2 号、第 11 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条（同条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める部分を除く。）及び第 30 条の改正規定並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の津久見市水道事業給水条例第 26 条第 3 項の規定及び津久見市簡易水道事業給水条例第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している場合における施行日の属する月に最初に算定する水量に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 12 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。